

京都市廃棄物減量等推進審議会 第4回京都市事業系ごみ減量対策検討部会  
摘 録

【日 時】平成19年10月26（金） 午後2時～午後4時

【場 所】保養所きよみず 大会議室

【出席委員】高月部会長，佐伯委員，浅井委員，伊藤委員，小坂委員，  
植村委員（代理出席），酒井委員，新川委員，松本委員，

【欠席委員】奥原委員，郡崙委員，宮川委員

I 開会

高月部会長が開会を宣言。

事務局より，これまでの部会審議の要点を説明。

II 議事

1 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について

（1）基本的な考え方

（2）市施設での受入制限と施策の方向

（ア）搬入形態別の課題

（イ）種類別の課題，検討すべき施策

事務局より資料に基づき説明

（高月部会長）

報告について，質問・意見などは？

（新川委員）

オフィス町内会のこと掲載されていたが，市民の町内会のやり方を当てはめても無理である。オフィス町内会のような取り組みが実現できたらよいというだけの話であり，実現性に乏しい。もっと実効性のある現実的な取り組みが必要だ。

現在，家庭系ごみでは缶・びん・ペットボトル，その他プラスチック製容器包装が分別収集になっている。事業系ごみでも減量したいのなら，これらの品目に目を向けるべきであるが，どうして提案されないのか。受入停止，民間誘導という内容しか，感じ取れない。

(伊藤委員)

事務局が説明された内容はどこが実施するのか？市が主導して実施するつもりなのか？新川委員のご指摘の通り、オフィス町内会を作るのは難しいと思う。民間への誘導がうたわれているが、民間施設はたくさんあるのか？

(事務局)

古紙と木くずについては、民間の受け入れ施設はかなりあると考えている。

(伊藤委員)

製造事業者が自ら使用した容器を回収するよう市条例で義務付ければ、事業者は従わざるをえない。ただ、製品を運搬した車で容器を回収するのは難しい。京都市が回収業者を指定あるいは認定し、そこに委託するというのが現実的であろう。

回収後の処理については、民間の施設を整備するために市が補助金や融資面での支援、土地の提供など行うつもりはあるのか？

(事務局)

そのような考えは今のところはない。排出事業者が既存のシステムを利用していただくことを想定している。

(伊藤委員)

それがなければ、このような話は前へ進まない。将来の見通しがあれば、協力も得られるだろう。京都市が全て丸投げして民間でやれ、というなら難しい。

罰則規定や市条例での明記を設けないなら、どこで違反を取り締まるのか？

今後、景気がよくなるとごみが増える。それを減量するのは分別にかかっている。製造事業者に容器包装の回収を義務付ければその分は減量されるが、そういうことがない限り、ごみ排出総量は減らないと感じる。

(事務局)

家庭ごみと事業系ごみの違いをまず認識していただきたい。家庭ごみは市に処理責任がある。事業系ごみは排出者が責任をもって処理することと定められている。その大前提の上に立って検討いただきたい。

現在、事業系ごみについても京都市の施設で受け入れられるものは受け入れている。その結果、資源化できるものも、焼却または埋立処分されている。

これを原則に戻し、資源化できるものは民間ルートで資源化していただくというのが私どもの考えである。

ただ、市が事業系ごみに一切関与しないということではない。関与するべきところはしていく方針である。資料p3が私どもの考えを端的に示している箇所である。即ち、事業者責任のもとで資源化できるものは資源化していただく、資源化できないもの・できるかどうかわからないものについては公共での受入を継続していくという考えである。

私どもの調査では、木くず・古紙については民間で十分に受け入れる能力がある。まず、これらから民間の資源化ルートへ誘導をはかっていきたい。民間施設で資源化が困難なものについては、行政が関与して資源化をはかっていきたい。場合によっては受け皿の整備を行政として行う。例えば、魚あらの資源化施設は京都市が整備する。事業系ごみの大きな比率を占める厨芥類についても、家庭系の厨芥類と合わせた資源化施設の整備を判断していきたい。

(伊藤委員)

京都市は零細事業者が多い。家族経営でやっているところは分別排出が精一杯であり、資源化は無理な話だ。

(新川委員)

事業系の一般ごみの中に古紙やダンボールが混じっており、それらを分別していくのは結構なことだと思う。

コミュニティ回収は難しい。現場をよく知っている我々は、できそうなこと・できそうにないことを肌で感じている。ダンボールが混じっている事業系ごみを受け入れないと京都市が決定すれば、組合としても排出事業者に説明する等、対応していく。

(事務局)

古紙については、回収業者も多く、家庭から出る程度の量でも持っていつてくれる。中小零細業者でも分別排出が十分に可能である。木くずもそれに準ずる。従って、古紙・木くずについては京都市が受入停止をしてもスムーズにいくのではないかと考えている。これらに絞って、具体的な議論を進めていきたい。ただ、中長期的には資源化へ誘導する品目を増やしていかなくてはならない。

石膏ボードは民間施設もあるが、受入能力に疑問が残るため、民間の処理状況を見ながら、受入を続けるかどうかを判断していきたい。

(伊藤委員)

例えば、魚あらについて、施設で堆肥化し、その後の用途もJAと協議して決定している、だから分別排出に協力してください、という話ならわかる。今日の説明では、単に分別排出せよ、資源化せよ、民間施設でやれ、という印象が強く、事業者の多くは最初から無理だと感じてしまう。これでは議論が前に進まないだろう。先の見通しを示し、段階的に取り組むことを明示して欲しい。

京都市の市条例にはリサイクル法に違反した企業に対する罰則規定がない。京都にある工場の工場長がいくら必要性を訴えても、本社が理解しない。しかし、市条例で定められている場合、違反すればその会社の社長は表彰の対象から外される等、社会的制裁を受ける。大手企業は罰金よりも企業イメージ低下を気にするはずである。このように市条例で定められていると、京都の工場長は本社に意見具申しやすく、本社の理解も得られ、予算もつけてもらえる。もっとグローバルに考える必要がある。

(松本委員)

KES取得の時、ダンボールを分別するだけで、ごみ排出量は20%減った。

魚あらは以前、豚の飼料としてほぼ全量再活用されていた。ところが最近には様々な飼料が登場し、養豚業者が手間のかからないエサを使うようになった。それで魚あらが利用されなくなった。つまり、資源化を進める場合、再資源化物を利用する事業者との提携が欠かせないと思われる。

市は今月から家庭系ごみのプラスチック製容器包装の分別収集を始めたが、事業系ごみにおいてもプラスチック製容器包装はかなりのウエイトを占める。これを分別収集できればごみ減量は飛躍的に進むだろう。事業系ごみも指定袋制導入によりプラスチック製容器包装の分別収集ができないか？

その際、分別収集のおおよその時刻を提示して欲しい。家庭系ごみのプラスチック製容器包装においても、朝から夕方まで置きっぱなしという状況が見られる。京都市は路地が多く、そういうところにかさばるプラスチック製容器包装をたくさん積み上げられたら歩けない。また、自動販売機の前に積んでいるケースも見られる。もう一度、排出場所を検討していただきたい。

(小坂委員)

有料指定袋にはメリットとデメリットがある。現在の議題をよく検討した後で必要があれば議題にのせればよいと思われる。

(高月部会長)

おそらく、今後の部会においてテーマになるかと思われる。

(酒井委員)

事業者側委員から、分別への協力はするが分別後にどうなるのかがわからない等のご意見が続いた。事業系ごみ対策はパッケージであるべきだ。どうすればごみが資源化されるのか、減量されるのか、その際に公平感があるのかを検証しながら、様々な手段のうちこれが大事なのでやりましょう、という論理の立て方にしないと、皆で一緒に取り組もうという方向には行かない。まだ十分に全体像を示せていない。受入制限したい、その後のことは決めてくれ、というだけでは理解を得られない。受入制限の前に、啓発により減らす、経済的手法で減らすという検討が必要。受入制限という規制的手法はそうしたメニューの最後に出てくるものである。順番が逆になっているため、議論が進まない。

ただ、事務局案の中で、古紙・木くずに関しては問題ないだろう。分別排出さえしてもらえれば民間ルートに流れると思われる。しかし、全般的に分別排出した後のルート作りやルート提示がなされていない。そのため、事業者側委員からどのように協力したらよいかわからないという意見が出される。何箇所か民間施設があるからよいだろうというのではなく、その受入条件などの説明を皆さんが合意できるように行うべきである。ここに資料があるからいいだろうという態度では済まない。

(浅井委員)

p 1 に平成 22 年度の目標数値の約 32 万トンが掲げられている。これに合わそうとして無理やり種々の施策を突っ込んだという印象だ。また、挙げられている施策について定量的な効果の検討が必要と感じる。ISO14001 や KES の取得などにより自己管理能力や意識を高め、その後に難しい部分に入っていないと実行できないのではないか。

ごみ減量だけでなく、地球温暖化問題も前面に出したらどうか？事業者も含め、皆が危機感を抱いていると思われる。

(佐伯委員)

私は家庭ごみのことしかわからないが、事業者は便利なものをたくさん作り、消費者は少々ごみが出ようが便利なものを求めてしまう。市民はがんばって分別しているのに、事業者がこういう状況では残念に思う。

(高月部会長)

これまでそれなりに丁寧な説明を心がけてきたと思うが、まだ不十分のご意見をいただいた。的を絞って議論して欲しいというご意見については、古紙・木くずが当面の具体的議論の対象になる品目である。その点は合意いただけたのではないか。

まず、大前提として、本来は事業者が自己責任で処理すべきところを市がおおらかに受け入れてきた、それを是正していきたいという趣旨をご確認いただきたい。

その前提のもとで、事業者の方々にご理解いただける仕組みづくりが必要となってくるが、この辺りがまだ十分に提示できていない。事務局には今後の部会において丁寧な説明をしていただきたい。

京都市では事業系ごみが 50 数%を占め、家庭ごみを上回っている。市町村の責任は家庭系ごみの処理であり、事業系ごみが多い現状を何とか是正していききたいというのが本部会の立脚点である。事業者本来の責任があるのだという前提を外さないようにご議論をいただきたい。

## 2 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について（中間報告案）

事務局より資料に基づき説明

(事務局)

先ほどご意見をいただいたルートへの提示や受け入れ条件についても、中間報告案に含めて本審議会へ提出したい。中間報告案については、これからのご議論を踏まえ、部会長と相談しながら修正を行っていききたい。

(高月部会長)

古紙・木くずの処理施設・ルートについては調査を実施しており、調査結果のまとめにもある程度記載されている。ルート提示をしっかりとやっていただくことを前提とした上で、残された時間で中間報告案についてご議論いただきたい。

(伊藤委員)

ごみ減量が前面に出ているが、分別収集をもっと出さないといけないのではないか。分別収集を徹底することでごみ減量につながるという書き方をしたい。中間報告には、不足する民間施設については行政指導により充実をはかるといった文章も織り込んで欲しい。

(高月部会長)

分別収集についてのご指摘についてはその通りと思う。文章中に入れるようにしたい。資源化の受け皿整備については、これまでのごみ行政ではなかなか難しかった面もあるが、行政として何らかのサポートしていくという内容を盛り込む方向で考えたい。ただ、当面は古紙・木くずをターゲットにして、まずしっかりと分別・減量していただくことになる。大規模事業者はすでに取り組んでおり、中小事業者の取り組み促進が中心となるだろう。

私が説明不足と感じる点を指摘したい。

○事業系ごみが京都市全体のごみの中で大きなウエイトを占めていることが書かれていない。

○事業系ごみのうち、許可業者収集ごみと持込ごみが各々どの程度あるのかが説明されていない。いきなり、「持込ごみは…」と書かれている。

○告示産廃について、持込ごみのうちどの程度のウエイトを占めているのかが説明されていない。

以上、事業系ごみの問題点についてバックグラウンドがわかるように丁寧な説明を加えて欲しい。

(酒井委員)

先ほどの事務局のご意見(資源化のルート提示を行う)について、ぜひ中間報告に書き込んで欲しい。

「1 事業系ごみの現状と背景」「2 課題」の間に、丁寧な循環フローの提示と定期的な資源化の確認について記述したほうが良いと思われる。

石膏ボードについては、受入制限ありきで文章が出来あがっている印象を受ける。さきほどの資料p6で、「市関与による資源化が必要か」について石膏ボードは×と書かれている。現段階では×の判断をしないほうが、長い目で見た時はよかったという可能性がある。社会の中でうまく流れていかない可能性があり、△にするのが妥当と思う。

中間報告案p7、「⑤埋立処分量を可能な限り削減」の最後の2行について。「受入制限すべき」という結論を出す段階ではないだろう。この部分は慎重に考えていただきたい。

(小坂委員)

古紙については受け皿があるとの事務局説明であったが、収集方法についても考えないといけない。夜間に古紙やダンボールを出すのは放火のおそれがあるとして、嫌がる事業者が多い。そうした事情や集積場所の確保などにどう対応するのかを考えておく必要がある。

(松本委員)

ダンボール・古紙のみ専門で回収する業者もあるようだが。

(小坂委員)

ダンボールは結構ある。古紙だけで回収している業者はあまり聞かない。ただ、組合員の中でもダンボールのみ資源回収車という形で別ルートで回っているところもある。

(浅井委員)

町内会の古紙回収に回っている業者は？事業者もそういうところを利用できるのでは？

(小坂委員)

利用できると思う。

(浅井委員)

うちも事務所は零細にあたる。ペットボトルと古紙をどうしようかということになった時、どこへ持っていけばいいのかわからなかった。

(小坂委員)

そこでオフィス町内会の話が出てくる。

(新川委員)

それはできたらいいな、と言ってるだけの話である。古紙が搬入禁止されるのであれば一つの業として成り立つわけであるので、組合としてはそういう動きがあるなら前向きに考える。

p3の下に「エ 収集運搬業者にとっては、ごみの減量は売上減となり、インセンティブが働きにくい」と記述されている。これは違う。我々がごみが減ったら売上も減るので反対しているような受け取られ方をされると、たまったものではない。ここは、「ごみを分別すると排出事業者にとってコストが高くなり、排出事業者の理解が得られない」とするべきである。

「業者収集ごみについては、24時間体制で受入を行っており、パッカー車から、クリーンセンターのピットへ直接投入していることから、日常的な搬入物のチェックは容易でない」について。これを読むと、何でもかんでも放り込んでいるようにとれる。表現は見直して欲しい。

(高月部会長)

新川委員のご指摘のように、具体的にこの箇所の記述はおかしいという点がございましたら、ぜひご指摘をいただきたい。

オフィス町内会について。10年ほど前、東京において東京電力が中心となり、ビルに入居しているオフィスの集まりができた。それをオフィス町内会と称して、全国あちこちでこの名称が使われるようになった。

本日、各委員からご意見をいただき、中間報告の修正を行いたい。それを各委員に送付し、チェックをお願いします。そのチェックに基づきさらに修正を行い、本会へ上程したい。

(酒井委員)

p5の「⑤告示産廃については将来的には廃止の方向で検討していく」について。検討の方向性には異論はないが、告示産廃の中には、特別管理廃棄物ほどではないにせよ、相当に管理を要するものも含まれている。先ほどの石膏ボードもしかり。アスベスト系の廃棄物にも配慮が必要だ。最後のところに「ただし、管理を要する廃棄物には公共関与などの仕組みがあっていい」という趣旨の一文を加えても良いと考える。

(高月部会長)

現在、自治体は自前の処理施設を減らしていく傾向にある。その分、民間へ流れることになるが、不適切な処理により環境問題を悪化させてしまう懸念も残っている。そういう場合、公共関与により是正をはからなくてはならず、問題の廃棄物を自治体施設で積極的に受け入れる事態もありうる。

石膏ボードについても、民間施設に処理を任せただけの場合に不適切な処理が行われないよう確認していく必要がある。市の処理施設においても有害ガス発生等の問題が起きているケースもある。感染性廃棄物も同じである。

(浅井委員)

焼却炉で燃やした際の熱は、発電等有効利用されているのか？

家庭ごみが有料になり、それによって得た収益については、あちこちにはばらまくのではなく、熱の有効利用のための施設設置など有効に使って欲しい。

(事務局)

清掃工場から発生する熱については、発電と温水(＝温水プールへの供給)に利用している。発電については清掃工場で使用する以上の量を発電している。4つの清掃工場ですべて約6億円/年、関西電力に売電している。ごみのカロ

リーから見た発電効率は15～16%とかなり高い。高効率の発電では、20%が上限と言われている。

(高月部会長)

地球温暖化問題とごみ減量の問題がどのように関わっているかの視点を持ちたい。物を作る段階でかなりのエネルギーが使われる。でてきたごみを減らすだけでは二酸化炭素排出量の削減は難しいが、発生抑制は物を作る段階でのエネルギーを削減でき、二酸化炭素排出量の削減に大きな効果があると言われている。

### Ⅲ 閉会

(事務局)

11月中旬開催予定の本会までの進め方については、各委員から事務局に意見をいただき(本日より概ね一週間)、事務局と部会長で中間報告を修正して、各委員にフィードバックさせていただき、事務局と部会長で再修正して本会へ上程していきたいと考えている。

11月中旬に本会(廃棄物減量等推進審議会)、12月初旬に、経済的インセンティブの模索についての第5回部会を開催予定としている。2月には最終報告をとりまとめ、来年3月末には答申をいただきたいと考えている。

(高月部会長)

第2ラウンドの話は、利害が対立する問題でもあり、今の説明のような日程で進められるかは疑問であり、無理矢理スケジュールに合わせるのではなく慎重に進めていきたいと思っている。